

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

滋賀県長浜市は、人口 115,464 人（2022 年 4 月 1 日現在）であり、2005 年に人口のピークを迎えて以降、人口減少数は年々増加し、自然動態、社会動態ともに減少基調となっている。

2020 年の国勢調査では、年少人口割合が 13.2%、生産年齢人口割合が 57.6%、高齢人口割合が 29.2%となり、地域産業の担い手である生産年齢人口は、1985 年の 64.5%をピークに減少しており、市内の事業所における慢性的な人手不足は、極めて深刻な状況にある。

事業所数は、「卸売業、小売業」が最も高く、次いで「建設業」「製造業」となっているが、大企業のマザーファクトリーも立地することから、従業者数は「製造業」の割合が突出して高く、モノづくりの技術や人材が集積している。

しかしながら、事業所数は近年減少傾向にあり、廃業事業所数が新設事業所数を上回っている。従業者数は増減を繰り返しながらも横ばいが続いているが、今後の人口減少に伴い、その数は減少すると予測されている。

2016 年の経済センサスでは、市全体の付加価値額が 2,267 億円となり、その内の 44.8%を「製造業」（1,116 億円）が占めている。業種別の 1 事業所当たり付加価値額についても「製造業」が 182 億円で最も高く、次いで「金融業、保険業」（117 億円）、「運輸業、郵便業」（95 億円）となっている。

こうした状況を踏まえ、本市では、2022 年に「第 3 期長浜市産業振興ビジョン」を策定し、その基本理念と目標を『Challenge&Innovation～オール長浜で挑む、「価値創造」の未来～』と定め、中小企業者の技術力や競争力、生産性を向上させる取組などを積極的に進めることで、付加価値の向上による地域経済の好循環を図っていくこととしている。

(2) 目標

本市では、産業振興ビジョンに定める「付加価値の向上による、地域経済の好循環」を実現するために、「製造品等出荷額等における付加価値額の比率」を 32.97%（2019 年）から 34.00%（2026 年）に、また、「市民（納税義務者）平均所得額」を 2,938 千円（2020 年）から 3,309 千円（2026 年）に増加させることを目標としている。

これらの目標を達成すべく、先端設備等導入計画の認定数を計画期間合計で 45 件以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

将来にわたって地域産業の維持や成長を実現していくためには、中小企業者がそれぞれの強みを活かしながら、市民の暮らしを支える産業・経済基盤の安定を図りつつ、市内産業の「稼ぐ力」を強化していくことが重要である。

したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に資する設備となるように、先端設備等導入計画を申請する中小企業者が自らの建物に設置し、その所在地において自ら消費するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、近畿圏、東海圏、北陸圏の結節点に位置し、古くから交通の要衝として栄える地理的優位性の高い地域であり、主要産業である製造業を中心に市域全域で中小企業者が幅広い取組を実施していることから、対象地域は長浜市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市では、中小企業者がそれぞれの強みを活かしながら、市民の暮らしを支える産業・経済基盤の安定を図りつつ、市内産業の「稼ぐ力」を強化していくために、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を主目的とする取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、健全な地域経済の発展に配慮する。